



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1524	平成29年度自衛官募集	(市町村課).....	1
1525	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	2
1526	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1527	道路の供用開始	( " ).....	3
1528	道路の区域変更	( " ).....	3
1529	道路の供用開始	( " ).....	4

### ○ 公安委員会告示

53	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	.....	4
----	---------------------	-------	---

### ○ 監査公表

	監査公表第21号	.....	5
--	----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1524号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成29年度募集について、次のとおり告示する。

平成29年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 募集種目及び採用予定時期

##### (1) 募集種目

自衛官候補生

##### (2) 採用予定時期

平成30年3月下旬から同年4月上旬まで又は平成30年8月上旬から同年9月下旬まで

#### 2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
平成30年1月13日(土)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成30年2月24日(土)	和歌山市	
平成30年3月17日(土)	和歌山市	
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

#### 3 受付期間

試験期日の前日まで

#### 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 受験手続

## (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参し、又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。  
なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第1525号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年12月22日

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
湯浅湾漁業協同組合の地区	有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	湯浅中央船びき網
	有田郡湯浅町田に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	田村船びき網
	有田郡湯浅町栖原に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	栖原船びき網
	有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	唐尾船びき網

和歌山県告示第1526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市扱沢字赤松650番地内	旧	19.42 ┆ 23.51	18.88	
同上	新	19.42 ┆ 27.78	20.10	

和歌山県告示第1527号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 海南金屋線
- 供用開始の区間 海南市扱沢字赤松650番地内
- 供用開始の期日 平成29年12月22日

和歌山県告示第1528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示す。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字光道2385番3地先から同町大字山野字光道2385番5地先まで	旧	4.16 ） 6.50	73.65	
同上	新	15.52 ） 21.00	75.00	

**和歌山県告示第1529号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字光道2385番3地先から同町大字山野字光道2385番5地先まで

供用開始の期日 平成29年12月22日

**公安委員会告示**

**和歌山県公安委員会告示第53号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成29年12月22日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

- 1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種）	技能検定に関する技能及び知識		

技能検定員審査（普通二種）		平成30年2月21日（水）から同月23日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成30年1月22日（月）から同月31日（水）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係（電話073-473-0110 内線363）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

平成29年8月23日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月22日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 尾 崎 要 二  
和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約219万円となっており、前年度末に比し約18万円減少している。</p>	<p>注意事項 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも、貸付けの趣旨の徹底を図っている。</p>

<p>今後も、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>また、過年度分の未収金については、電話、文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、粘り強い償還指導を行っている。</p>
-----------------------------	--

2 海草振興局建設部

監査実施年月日 平成29年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 土木使用料等の収入未済額は、平成28年度末で約11万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(4) 土木使用料について、督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>平成28年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 未納者の現状を把握するとともに、新たな未収金の発生防止に努めていく。</p> <p>(2) 工事完成検査の結果通知の遅延がないよう、チェックを強化し、適正な事務の遂行に努めていく。</p> <p>(3) 交通事故の防止と安全運転の励行については、朝礼時に安全運転7則や海草建設部で作成した運転マナー7則を周知するとともに、和歌山西警察署から講師を招き、安全運転の心構え等についての講習会を年1回行っている。 今後も、あらゆる機会を通じて周知を行い、再発防止に努めていく。</p> <p>(4) 督促状について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき速やかに発するよう努めていく。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>引き続き適正な管理及び処分に努めていく。</p>

3 和歌山県消防学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、事前命令欄及び事後確認欄の命令権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の命令権者の押印漏れについては、指摘を踏まえ、今後このようなことのないよう、適正に対応していく。</p>

4 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 特別旅費について、旅行依頼簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 前渡資金による飼料の購入について、前渡資金物品調達調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 特別旅費事務の取扱いに係る認識不足に起因するものであったことから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>(2) 前渡資金事務の取扱いに係る認識不足に起因するものであったことから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について周知徹底した。</p>

5 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産使用料に係る延滞金の確定金額について、100円未満の端数が切り捨てられていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 和歌山県立近代美術館友の会（以下「友の会」という。）会員が同美術館へ入場する料金を友の会が負担する事業について、入場した会員の氏名及び会員番号を記録していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 延滞金については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 平成29年6月1日から必要事項の記録を実施している。</p>

## 6 和歌山県立博物館

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード1枚を紛失していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 任意団体に使用させている展示棚について、貸付け又は使用許可の手続きを行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 任意団体に対し、使用申請書により使用許可を得るよう周知徹底した。</p>

## 7 和歌山県立自然博物館

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 清掃業務委託の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成28年度に車椅子の寄贈を受けたが、寄附物品等受入調書の作成がなされず、物品現在高報告書に記載されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の受入れについては、今後このようなことのないよう、適切な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 寄贈を受けた車椅子に関する寄附物品等受入調書の作成については、平成29年4月26日に事務処理を完了した。 今後このようなことのないよう、適切な事務処理を行っていく。</p>

## 8 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が支給されていない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支給されていなかった手当について、追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

## 9 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が一部支給されていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支給されていなかった手当について、追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 備品の管理については、物品管理簿と現物を確認し備品の状態を把握した上で、廃棄等適切な処分を行っていく。</p>

<p>があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 誓約書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>(3) 該当の県証紙について消印を行うとともに、今後このようなことのないよう、確認方法等について、所属職員に周知徹底した。</p>
---	--

## 10 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>浄化槽保守点検業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、職員に事務の相互確認等について、周知徹底を図った。</p>

## 11 和歌山県立海南高等学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 資金前渡口座に利子が発生しているにもかかわらず、適正な時期に歳入に組み入れていなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 定期的に資金前渡口座の確認を行い、利息が発生した場合は速やかに適正な処理を行っていく。</p> <p>(2) 不良箇所の修繕に係る予算化も含め、順次改善を行っていく。</p>

## 12 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>備品の管理については、事務担当者と当該備品を管理する職員との連携を密にし、購入後の備品の物品管理簿との照合及び確認を定期的に行い、管理に遺漏のないよう、確実にやっていく。</p>

## 13 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 書類の確認を慎重に行い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 今後は、管理簿と現物との照合を備品の取得・廃棄ごとに適正に行っていく。</p>

## 14 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 平成29年7月27日



監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 複写機借受料の支出において、支払事務が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 会計課から返却された支出票は、必ず支払済みであることを確認の上保管するなど、適正な事務処理を行っていく。</p>

15 和歌山県立和歌山さくら支援学校

監査実施年月日 平成29年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当の誤支給分については、返納を行った。 今後このようなことのないよう、関係規程について職員に周知徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>